

農地所有適格法人報告書

自 令和●●年●●月●●日
 至 令和●●年●●月●●日

令和●●年●●月●●日

新冠町農業委員会 会長 様

主たる事務所の所在地：新冠町字●●町○○番地

法人の名称：有限会社にいっくふファーム

代表者氏名：代表取締役 新冠 太郎 ㊞

電話番号：0146-47-○○○○

次のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	有限会社 にいっくふファーム 代表取締役 新冠 太郎			
主たる事務所の所在地	新冠町字●●町○○番地			
経営面積 (ha)	区分	新冠町	●●町	合計
	田		30.0	30.0
	畑	30.0		30.0
	採草放牧地			
	合計	30.0	30.0	60.0
法人形態	農事組合法人・株式会社・有限会社・合同会社			

新冠町以外の農地を所有している場合は記入。

会社の形態に○をしてください。

2 農地法第2条第3項第1号関係

粗収益の50%を超える農畜産物を記入

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
軽種馬	軽種馬預託	飲食店(喫茶店)

関連事業の内容
 ・農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 ・農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 ・農業生産に必要な資材の製造

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	13,500,000	2,530,000
2年前(実績)	12,900,000	2,550,000
1年前(実績)	13,200,000	2,480,000
報告日の属する年 (実績又は見込み)	13,600,000	2,550,000

農業委員会に毎年、報告している法人は1～3年前の実績欄は省略可

農業の売り上げが、過半になっていなければならない

3 農地法第2条第3項第2号関係

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積 (m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
新冠 太郎	50	使用貸借	20,000	240	240	
新冠 花子	30			200	200	
新冠 次郎	20			240	240	
				前年度	今年度	

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

100.0%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：365日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

該当があるときに記入

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
 なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。
 また、「議決権」については、持分会社の場合は、「社員」、農事組合法人の場合は、「組員」と読み替えて使用してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員すべての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
新冠 太郎	新冠町字●●町○○番地	代表取締役	240	240	240	240

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条ら規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

○ その他（北海道独自調査項目、任意回答）[就業者（常雇い）がない場合は「0」を記入のこと]

・ 新規採用の就業者（常雇い）の状況

	本事業年度	前事業年度
新規採用の就業者数（前職が農業及び下表①・②の外国人を除く）	1	0

・ 就業者（常雇い）の状況

	本事業年度	前事業年度
就業者数	1	0
うち外国人技能実習生①	1	
うち特定技能外国人②	1	
うち上記以外の外国人		

※就業者（常雇い）→あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業（関連事業を含む）のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。4(1)の理事等を除く。）をいう。

※就業者数 →当該事業年度において雇った就業者（常雇い）の人数の合計をいう。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場干拓等を含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。

【本様式に添付する書類のチェックリスト】（農地法施行規則第58条関係）

- ① 定款の写し
以前に農業委員会に提出していて、その後定款変更をしていない場合は、省略)
- ② 農事組合法人の場合は、組合員名簿、株式会社の場合は、株主名簿の写し
※ 持分会社の場合は、定款で確認できることから、添付不要
- ③ 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面とその承認会社の株主名簿の写し
- ④ 使用人を農作業の従事者とする場合には、その使用人を確実に雇用していることを証する書面（雇用契約書の写し・法人代表による証明書など）
- ⑤ その他、農業委員会から求められた参考となるべき書類